平成２１年（フ）第５７８号
愛媛県伊予郡松前町大字西高柳26番地６
債務者　河内　大輔
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５８９号
大分市明野北２丁目３番１Ａ11―406号
債務者　後藤　　愛（旧姓柚木崎・高）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２１６号
宮崎県延岡市春日町１丁目５番地３
債務者　柏木　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２２９号
宮崎県延岡市北方町曽木子122番地１
債務者　松永めぐみ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１５４号
鹿児島県霧島市福山町福山4800番地６
債務者　朝稲あい子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
北海道苫小牧市宮前町３丁目１番41号　レインボーハウスクリスタ102
債務者　加藤　啓重（旧姓向川）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２３７号
北海道苫小牧市元町２丁目４番４号　坂マンション101号
債務者　松本　範夫
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２５０号
北海道苫小牧市柏木町１丁目22番22号　コーポＹＵＫＩ―101号
債務者　細川　普晶
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１００号
茨城県稲敷市桑山133番地７
債務者　野口テルミ
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
茨城県取手市井野団地１番22―101号
債務者　富樫　公夫
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
茨城県取手市井野763番地
債務者　**草**間　栄美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
茨城県取手市椚木1434番地４
債務者　松本　正美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
茨城県龍ケ崎市平台３丁目３番地１
債務者　直井　純子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
茨城県守谷市御所ケ丘３丁目２番地５コーポ藤102
債務者　飯田　和生
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
茨城県取手市戸頭６丁目30番６―907号
債務者　小林　秀治
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
茨城県牛久市牛久町3137番地27いぶき野ハイツ102号室
債務者　門井喜代美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
岐阜県羽島市正木町新井685番地24
債務者　山本　一則
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
岐阜地方裁判所